

西ノ島町ごみ収集運搬業務委託に係る応募実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 西ノ島町内的一般廃棄物の収集運搬及びごみステーションの維持管理を適正に行い、町内の生活環境と公衆衛生の確保を図る。
- (2) 業務名 西ノ島町ごみ収集運搬業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日（5ヶ年）

2. 業務に要する費用（上限額）

令和8年度から令和12年度まで 各年度 16,859,700円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（上限価格）を超過した場合は失格とする。

※ごみ収集車（塵芥車）3台は、町より貸出可。

3. 参加資格

申込ができるものは、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

また、受託候補者特定の日までに、下記参加資格要件を欠くような事態が起きた場合には失格とする。

- (1) 西ノ島町建設工事等入札参加者指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び町税を滞納していないこと。
- (4) 受託候補者になった場合、自らその業務を実施するものであること
- (5) 西ノ島町内に住所を有し（登記された事務所又は営業所の所在地）、かつ引き続き西ノ島町内に住所を有する法人
- (6) 西ノ島町暴力団排除条例に基づき、次のいずれにも該当する事由がないものであること
- ① 役員等が暴力団員であると認められるもの
 - ② 役員等が暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - ③ 暴力団及び暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - ④ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団及び暴力団員を利用していると認められるもの
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるもの

※「役員等」とは、法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するであるかを問わず、営業所の業務を総括又はその権限を代行し得る地位にある者をいう。以下「使用人」という。）、個人にあっては、その者及びその使用人をいう。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 締切日： 令和8年2月6日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法： 質問書（様式1）により、直接持参又はEメールにより提出すること。なお、Eメールで提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。
- (3) 回答日： 令和8年2月10日（火）
- (4) 回答方法： 回答文を郵送又はFAXにて送付いたします。

5. 提出書類

(1) 提出関係書類

- ① 申込書（様式第1号）
- ② 定款及び登記簿謄本
- ③ 申立書（様式第2号）
- ④ 事業計画書（様式第3号）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項配布開始日以降に交付されたもの）

(2) 関係書類の提出期間等

① 提出期間：令和8年2月16日（月）17時まで（必着）

② 提出場所：西ノ島町役場 環境整備課

〒684-0303 島根県隱岐郡西ノ島町美田600番地4

TEL 08514-6-1748

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

6. 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

審査は提出いただいた書類及びヒアリングを行い審査の上、管理を行わせることが適当と認められる候補者を選定します。

(2) 実施日 令和8年2月19日（木）

(3) 審査結果の通知 令和8年2月24日（水）

7. 審査基準及び配点

(1) 業務の実施方法及び実施体制が妥当な内容であるか。

(2) 計画的かつ円滑に業務遂行できるか。

(3) 業務に必要な資格等を有しているか。

8. 失格事項

提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その申込を失格とします。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

(3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

(4) 見積書の金額が「2. 業務に要する費用（上限価格）」を超過したもの

9. 契約

受託候補者と業務内容及び契約金等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとします。

10. その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。

(4) 書類作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

11. 照会先（提出先・問い合わせ先）

西ノ島町役場 環境整備課 ／担当：草薙・上原
〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町美田600番地4
TEL : 08514-6-1748 (直通) FAX : 08514-6-0186
Eメール : kankyo-seibi@town.nishinoshima.shimane.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

西ノ島町長 坂栄一秀 様

(申込者)

住所

氏名

印

西ノ島町ごみ収集業務委託申込書

下記のとおり、西ノ島町ごみ収集運搬業務について、実施要領及び仕様書を承諾し、申込書を提出します。

なお、受託者として決定したときは関係法令等を遵守の上、計画的かつ円滑に業務を遂行することを誓約します。

記

1. 申込をする業務 西ノ島町ごみ収集運搬業務

2. 委託金額 0,000,000円

3. 連絡先 (株)〇〇〇〇 〇〇課 担当：〇〇
TEL 00000-0-0000

(添付書類)

- 定款及び登記簿謄本
- 申立書（様式2）
- 事業計画書（様式3）
- 国税及び地方税の納税証明書
- 見積書

(様式第2号)

令和 年 月 日

西ノ島町長 坂 栄 一 秀 様

申込者
住所

氏名 印

業務委託申込に係る申立書

西ノ島町ごみ収集運搬業務委託の申込資格について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の事項のいずれも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

国税及び地方税の納税義務がない。

(理由)

(様式第3号)

西ノ島町ごみ収集運搬業務に関する事業計画書

(申込者)

区分	人数等	内訳	
1. 収集人員	人	手配済・確保予定	
2. 雇用状況等	人	正規職員 嘱託 パート	人 人 人
3. 事前研修等	人	月 日より対応可能	
4. 業務に必要な資格	人	運転免許証取得者(普通自動車)	
	人	運転免許証取得者()	
	人	その他資格()	
	人		
5. 業務体制	収集内容	人員体制	
	燃えるごみ (新聞紙)	毎週／月曜日・木曜日 (第2・4木曜日)	人
	埋立ごみ(小型家電等)	毎月／第2水曜日	人
	資源ごみ(カン)	毎月／第1水曜日	人
	資源ごみ(ビン)	毎月／第3水曜日	人
	資源ごみ(ペットボトル)	毎月／第4水曜日	人
	・使用済蛍光管・電池 ・臨時回収	不定期	人
6. 現場責任者	○○ ○○ 連絡先(電話)		
7. 業務従事者	氏名	年齢	区分

(添付書類)

事務従事者の運転免許証の写し